

なはねこサポーター制度に関するQ&A

※ 内容については随時更新を行います

令和5年12月27日版

番号	質問内容	回答
①	登録できる地域や地域数に制限はありますか。	サポーターの活動地域として登録できるのは <u>那覇市内のみ</u> です。 なお、初めてなはねこサポーターに登録を希望する方については <u>原則1地域のみ</u> の申請をお願いしています。
②	サポーターの募集は年に1回のみですか。	今後の募集については、今回の応募状況次第となり、現時点では未定となっています。
③	年度途中でサポーターの構成員を追加することはできますか。	年度途中でサポーターの追加については、サポーターの登録状況次第となり、現時点では未定となっています。
④	サポーターを辞退することはできますか。	年度途中でサポーターを辞退する場合は、必要書類を記入し、環境衛生課までご提出いただく必要があります。
⑤	市外在住ですが、登録することはできますか。	那覇市民(在住・在勤者)以外の方のみで、サポーター登録することはできません。 グループとしてサポーター登録を希望する場合は、 <u>那覇市民以外の方を構成員の一部とすることが</u> できます。
⑥	家族でサポーター活動をしたいが、子供を構成員に加えることは可能ですか。	グループとして活動し、代表者が責任を持って監督できる場合、未成年の方を構成員とすることができます。 なお、 <u>未成年の方のみでのサポーター登録はできません</u> 。
⑦	なは地域猫サポーターとして登録した場合、支援等での優遇はありますか。	現時点においては、一般サポーターと地域猫サポーターの間で支援に関する差はありません。 地域猫サポーターの場合、長期に渡る活動が期待できるため、他のサポーターと活動地域が重複した場合等に優先的に登録を行います。
⑧	なは地域猫サポーターとして登録を受ける場合、どの地域団体から同意書を書いてもらえばよいですか。	地域団体としては、登録を希望する地域に拠点を置く、自治会、通り会、まちづくり協議会などを想定しています。 上記以外の地域団体については、環境衛生課までお問い合わせください。

⑨	地域団体としてサポーター登録を受けたい場合、全ての会員を構成員とすることはできますか。	地域団体として登録をご希望いただく場合、活動の中心となる方5名程度を構成員としていただくようお願いしています。
⑩	登録を希望する地域が他の申請者と重複していた場合、どのようになりますか。	市で登録希望を取りまとめ、地域の重複があった場合は、当該申請者に連絡の上、協力して活動を行っていただくようお願いをしています。 調整が難しい場合には、原則として先着順で希望を受付します。
⑪	サポーターや登録地域の情報を公表することはありますか。	サポーター個人の情報を許可なく第三者に公表することはありません。 また登録地域の情報についても原則として公表は行っていません。
⑫	サポーター登録すると野良猫へのエサやりが認められるということですか。	本制度は、 <u>野良猫へのエサやりの許認可を目的としたものではなく</u> 、サポーター登録を受けたからといって、その地域でのエサやりが問答無用で認められるわけではありません。 特に野良猫へのエサやりについてはトラブルになることも多く、サポーターには、地域で暮らす様々な立場の皆様に配慮して活動することが求められています。
⑬	サポーターに登録していない人が野良猫にエサやりをしてもいいのですか。	サポーター登録の有無に関わらず、野良猫へのエサやりを否定するものではありません。 ただし、 <u>エサやりの方法によっては、不幸な野良猫を増やしてしまったり、地域に迷惑をかけてしまうかもしれません</u> 。「なはねこガイドライン」もご参考にいただき、エサを与える場合にはマナーの遵守をお願いします。
⑭	野良猫へのエサ代や医療費の支援はありますか。	現時点において、野良猫へのエサ代や、医療費の支援は行っていません。ご了承ください。
⑮	サポーター登録すると、野良猫の避妊去勢手術は全て市が無料で行ってくれるということですか。	手術の受け入れ先や、手術の内容(抗生剤の種類やノミダニ駆除・ワクチンの有無)等の指定はあるものの、ご希望いただいた避妊去勢手術については全て支援できるよう調整しています。 ただし、支援の受付状況等により、全ての希望の受け入れができず、一部実費での手術をお願いする場合がありますのでご了承ください。
⑯	サポーターへの支援を利用して、飼い猫や登録地域以外の野良猫を避妊去勢手術することはできますか。	本制度での支援を、 <u>飼い猫や登録地域外の野良猫に適用することは禁止</u> しています。 制度の不正利用を確認した場合には、サポーター登録の取消や手術費用の請求等、厳正に対処します。

<p>⑰</p>	<p>サポーター登録をしたら、市がエサやりを注意しに来るのではないですか。</p>	<p>本制度は、「なはねこガイドライン」に基づき、地域において野良猫を管理するボランティアを登録・育成することを目的としています。</p> <p>必要があれば、活動内容についてお伺いすることはありますが、サポーター登録するだけで、指導や助言の対象となることはありません。</p>
<p>⑱</p>	<p>地域からエサやりを咎められた場合、市が代わりに説明してくれるのですか。</p>	<p>エサやりを含めたサポーター活動は、地域の皆様に配慮して行われることが原則です。</p> <p>その上で、地域でトラブルが発生した場合には環境衛生課までご相談ください。必要に応じて説明への同行・同席を行います。</p>
<p>⑲</p>	<p>普段野良猫へのエサやりはしていないが、サポーター登録すると、エサやりをしないとイケないのですか。</p>	<p>野良猫へのエサやりの有無については、任意としています。</p> <p>エサを与える場合には、マナーを守った方法でお願いします。</p>